



巻頭言 審査会と行政裁量の関係について

中川, 丈久

(Citation)

季報情報公開個人情報保護, 75:1-1

(Issue Date)

2019-12

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008338>



国や自治体におかれた情報公開審査会が、情報公開法制の定着に大きな役割を果たしてきたことは、いまさらいうまでもない。その役割は、「情報公開という価値観を、役所に心底から理解してもらう」ことであったと思う。

同じことは、現在、行政不服審査法にもとづいて国や自治体に設置されている行政不服審査会にもいえる。私のみるところ、行政不服審査会の最大の役割は、「行政が理解する行政法と、裁判所が理解する行政法は、しばしば違っている」ことを、役所にわかってもらうことにあるように思われる。

さて、いずれの審査会も、行政上の不服申立て（審査請求）を受けた審査庁から諮問を受けて、原処分 of 適否を審査する。私はどちらの審査会にも関わっているが、最近ふと、行政裁量の余地が認められる処分についての審査会の“立ち位置”について、次の疑問を抱くようになった。

審査会は、あたかも裁判所のように、行政庁のした裁量判断の合理性を審査するにとどめるべきなのか、それとも、むしろ審査庁と同じ立場にたって審査するべきだろうか。

いうまでもなく、審査庁は、処分庁の裁量判断の尊重などしない。行政不服審査法1条が、審査庁は原処分が「違法又は不当」であるかどうかを審査するというのは、まさにこのことを意味している。

他方、審査会は、国家行政組織法8条や地方自治法138条の4第3項（附属機関）の定める行政組織であり、審査庁の諮問を受けて、審査庁がどう裁決するべきかを審査庁から相対的に独立した立場から、答申する機関である（拙稿「地方自治法における附属機関の法定主義の意義と射程（一）」自治研究94巻11号3頁〔2018年〕参照）。そうすると、審査会が、処分庁の裁量判断の尊重などしてはそその役を果たしたことになるのではないのか、端的に、審査庁と同じ立場で原処分に立ち向かうのが筋ではないだろうか。

たとえば、国の情報公開法において、外交、国防、治安に関する不開示事由を定めた同法5条3号、4号にいう「……おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」かについて、裁判所であれば、「相当の理由がある」かどうかの審査に止める。行政判断の合理性審査に止めるのである。

では、総務省情報公開等審査会も、「相当の理由がある」かの審査に止めなければならないのであろうか。それとも、審査庁と同じ立場にたって、「おそれがある」と認められるかどうかをこそ審査すべきだろうか。私は、後者が正しいのではないかと考え始めているのだが、読者諸賢はどうお考えだろうか。

審査会と行政裁量の関係について

中川 丈久

（神戸大学法学研究科・法学部教授）

頭
言
卷

